第21表 定期昇給の実施状況

役職		項	间				給り	定期昇給	実		7-th 4-th	並 用。4、1	定期昇給停止	定制	期身度力	昇給よし
段階	Ĭ									増額	減額	変化なし	厅 止			
三重	係		員	8	36. 9	9	%	85. 3	%	34.6 %	5.8 %	44.9 %	1.6 %		13.	1 %
県	課	長	級	6	60. 6	3		58. 9		20.4	4. 5	34. 0	1. 7		39. 4	1
全	係		員	8	34. 4	4		79. 6		38.0	7. 0	34. 6	4.8		15. 6	5
国	課	長	級	(61. 5	5		57. 4		26. 2	5. 2	26. 0	4. 1		38. 5	5

⁽注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第22表 賃金カットの実施状況

	Ī	項目	Ξ			重県		全		国	
役職			賃金カッ	トを実施し	た	賃金カットを実施した	業所	賃金カッ	トを実施し	た	賃金カットを実施した事業所
段階	`		事	業	所	における平均カット率		事	業	所	における平均カット率
係		川		— %		— %			0.8 %		5.1 %
課	長	級		_		_			1.5		6. 1

⁽注) 「所定内給与又は基本給」に対する賃金カットの実施状況である。

第23表 年俸制の導入状況

	_	項目	三重	重果	全	玉
役職 段階			年俸制を実施している 事業所	年俸制を実施していない 事業所	年俸制を実施している 事業所	年俸制を実施していない 事業所
課	長	級	20.5 %	79.5 %	18.2 %	81.8 %
部	長	級	23. 4	76. 6	22. 9	77. 1